

# 特別支援学校 新潟盲学校の教育いま

## 大野高明さんにきく

聞き手 内山雄平

本校は、明治40年私立新潟盲哑学校として開校し、大正11年県立盲学校に移管。昭和12年ヘレンケラー女史が来校。

現在、在籍する幼児・児童・生徒数は計48人（幼9、小11、中6、高22）。職員数は、80人（校長1、教頭1、教諭50、養護教諭1、寄宿舎指導員12、実習助手2、非常勤講師1、事務職員4、専門栄養職員1、調理師4、学校技術員3）である。

Q1 これまでの盲学校教育において、どのようなことに重点をおいてこられましたか。

私は盲学校に赴任してまだ日が浅く、正直言って盲学校教育について深く理解しているわけではない。2

年間中学部の重複学級を担任してきて、大切にしていたことは個に応じた教育の実践と生徒の発達を支援することである。盲学校の児童生徒は、全盲・弱視などの障害を持つているが、障害の程度が一人一人違っため見え方も一人一人違う。全盲の生徒と弱視の生徒がいる学級では、授業の際、資料を点字と墨字（普通の文字）で用意する（墨字の場合、その生徒に適した書体とポイントで用意する）。

また、言葉の説明も生徒の見え方や語彙力に応じて変えなければならぬ。教材もできるだけ触れることのできるものや、火おこし器、弓といった動作を伴うものを用意したりする。そうやって、生徒に確認しながらできるだけ分かりやすい授業をするよう心がけて

きた。

一方、生徒の発達を支援することについては、重複生徒の発達課題を捉え、発達を支援する教育内容を考え実践してきた。例えば、コミュニケーションと動作の安定を課題にして、発音練習やトレーニングなどに取り組んできた。本校でも、児童生徒の障害の重複化が進んでおり、個に応じた教育や発達の支援はますます重要になってきている。

Q2 07年度から特別支援教育への転換によって、どのような問題点を生じましたか。

問題点として、在籍者数の減少が進む中で、地域のニーズに対応するセンター的役割が増大していること、専門性の維持が困難な状況があげられる。当校では、以前から、センター的役割として、相談支援センター運営会議、親子教室、学習支援教室、目の相談室、サマースクール、地域支援セミナー、目や見え方に関する教育相談会、盲学校を知っていたく会などに取り組んできたが、今年度から、親子教室に関して保育士と連携を強化するため「保育士巡回訪問」と学習支援教室において在籍校の担任と連携を図るため「視覚障

害教育ネットワーク協議会」を新規事業として行った。

このように、センター的機能の役割が増えていく中で、一方では幼児児童生徒数が減少しており、内よりも外に対しての仕事が増えていくと言える。盲教育の専門性を維持するためには、研修会や授業実践を重ねていくことが必要だが、十分手が回らないのが実情である。

また、盲学校の場合、県で1校だけなので、7年までという異動基準では専門性の維持が困難だという問題もある。専門性を身につけた教員が出て、盲教育は初めてという教員が入ってくるという状況なので、専門性の維持は非常に難しい。せめて、盲学校だけは異動基準を10年にしてもらいたいものだと思う。

Q3 特別支援学校になったの問題に対して、どのように対処されていますか。

センター的役割については、相談支援センターで、校長・教頭を含む18人で業務を分担しながら行っている。教員加配も予算措置もないので、厳しい状況である。

盲学校教育の専門性を維持するために、新任者研修、

数回行われる点字・歩行・弱視教育研修、講師を招いての年2回の視覚障害教育研修、月1回の教科指導部会、研究指導部会（点字・歩行・弱視・重複）などを行っている。

Q4 盲学校の機能を維持し、特別支援教育学校の機能を果たすために、とくに人的、物的な配慮が行政からなされていますか

教員加配はなく、特別な予算措置もないようだ。

Q5 県民に広く知ってもらいたいことなどをお聞かせ下さい。

盲学校では、目や見え方に関する相談を随時受けつけています。また、親子教室、目の相談会、目や見え方に関する教育相談会、盲学校を知っていただく会などをを行っていますので、どうぞ盲学校までお問い合わせ下さい。

（聞き手 うちやま ゆうへい・研究所事務局長）

問い合わせ先 TEL 025-286-3224

FAX 025-286-3298

## 農業高校に特別支援学校併設の動き(2)

②学習も一斉授業形式では、いっそう自信喪失につながりかねない。そのため少人数授業体制が必要である。

③これら障害に適切に対応できる専門性を備えた教員の配置が必要である。

④学校の物的資源を活用する場合、現在の教育活動に支障がでないことが条件である。

生徒を受け容れる形態について

①通常学級における指導について

②いわゆる取り出しにおける指導について

③高校における特殊学級の設置について

④高校におけるコース等の設置について

⑤高校の敷地内あるいは近隣に養護学校を設置し、

人的物的資源を活用する場合

⑥高校の敷地内外に隣接させる養護学校を設置し、

施設設備は別に備える場合

相原高校では、⑥を基本に検討し、障害を持つ生徒に専門の教員を配置できる、高校に支障のない教育課程の作成にあたる。

（内）